

島牧村公告第2号

村有車両の売払いについて、一般競争入札（郵便入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び島牧村財務規則（昭和49年4月1日規則第5号）第86条の既定により、次のとおり告示する。

令和8年7月1日

島牧村長 夏井 一 充



第1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 村有車両売払い
(2) 入札に付する物品および数量 マイクロバス車両 1台
(3) 物品の特質

①乗合（普通）

車種	キャブオーバ（普通）
車名	三菱
車体番号	BE640G-100244
形式	TPG-BE640G
原動機の形式	4P10
初年度登録	平成24年9月
走行距離計表示	166, 483km（令和8年6月30日時点）
乗車定員	29人
排気量	2.99L
備考	※バス車庫の作業場所確保等のための一時的な移動により、引き渡し時には数km程度増加する可能性あり

※売り払う車両は、現状有姿での引渡しとする。

第2 売却予定価格

100,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

第3 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 市町村民税等を滞納していない者
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）により指定された暴力団員及びその構成員でない者
(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
当該入札に係る締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者で営業の許可を受けていない者）及び破産者で復権を得ていない者
(4) 島牧村の財産に関する事務に従事する職員でない者
(5) 前各号に掲げる者のほか、特に村長が定める者

第4 申請用紙及び入札案内等の配布

(1) 期間等 令和8年7月2日から令和8年7月20日まで
午前8時45分から午後5時30分まで(但し土、日、祝日を除く)

(2) 場 所 島牧村役場 教育委員会
島牧村字泊83番地 電話0136-75-6273

※島牧村ホームページにおいても、申請用紙及び入札案内等をダウンロードすることができる。

アドレス https://www.vill.shimamaki.lg.jp/category/detail.php?category=administration&content=420&domain_status=hakgy39gjamvyha022gaz

第5 入札参加申込み

入札参加を希望する者は、入札参加資格ならびに入札の条件等を十分に確認し、入札参加申込書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を受付期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申込みに必要な提出書類

入札参加者は、「資格確認資料」を申込者の区分により提出すること。

①入札参加者が個人の場合

ア村有車両売払い一般競争入札参加申込書
イ住民票の写し(※村外の方のみ、発行後1カ月以内のもの)
ウ印鑑証明書
エ納税確認同意書(※村外居住者は、直近年度の完納が確認できるもの)

②入札参加者が法人の場合

ア村有車両売払い一般競争入札参加申込書
イ履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し
ウ印鑑証明書
エ納税証明書の写し(※市町村民税の直近年度の完納が確認できるもの)

(2) 提出方法

申込書等の提出は、提出先に直接持参または郵送とする。

(3) 提出期間 令和8年7月 2日 午前8時45分から
令和8年7月21日 午後5時30分まで 必着

(4) 提出先 島牧村字泊83番地
島牧村教育委員会

(5) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加申込み後、審査の上適正と認められた者に、入札書とともに一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールにて送付する。審査により不適正と認められる申込みについては、別途連絡することとする。

※一般競争入札参加資格確認通知書は、参加申込み締切後に送信することとする。
送信予定日時 令和8年7月22日(水)

※一般競争入札参加資格確認通知書を受け取った際は、必ず教育委員会宛に到着確認の電子メールを送信することとする。

(6) 車両の確認

車両の確認をするときは、教育委員会まで電話又は電子メールで連絡の上、直接来庁することとする。

※車両は現況のままでの引渡しとなり、写真と現況が相違している場合は、現況が優先する。また、車両の清掃、補修、解体、撤去、移動等に係る手続き及び負担、支出等は一切行わないこととする。

第6 入札方法等

入札する者は、入札期間内に郵便により入札書を提出する。入札者は、消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

- (1) 提出期間 令和8年7月24日 午前8時45分から
令和8年7月30日 午後5時30分まで 必着
- (2) 提出先 島牧村字泊83番地
島牧村教育委員会
- (3) 提出方法 一般書留または簡易書留のいずれかで入札書を提出する。持参も可とする。
入札書提出期間を過ぎて到達したものは無効とする。
- (4) 入札回数 1回

第7 入札書の書換え等

提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

第8 入札の無効

本告示に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札の心得当の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

第9 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月31日 午前10時00分
- (2) 場所 島牧村字泊83番地
島牧村教育委員会
- (3) 立会 入札者の立会は不要とするが、希望する場合は立会することは差し支えない。その場合開札会場に入場できるのは1者2名までとし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない島牧村職員を立ち会わせて開札する。

第10 落札者の決定

村の売払い予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札をなすべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、同価格で入札した者は、「くじ」を辞退することはできない。

当該入札者が開札会場にいない場合は、当該入札事務に関係のない島牧村職員が代理でくじを引くものとする。

第11 落札価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

第12 入札結果の公表

入札結果については、次の事項について公表するものとする。

- (1) 落札者名
- (2) 落札金額

第13 契約書の作成及び売買代金等の支払い

- (1) 落札決定日の翌日から7日以内に契約を取り交わすものとする。落札者は、契約締結後、村が発行する納入通知書の発行日から10日以内に売買代金を支払わなければならない。
- (2) 落札金額（入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額）に自動車リサイクル預託金額21,590円を加算した額を契約金額とする。
- (3) 落札者は、売買車両の手続き及び搬送等に係る費用を負担するものとする

第14 所有権の移転等

- (1) 売払車両の所有権は、落札者が売買代金を全額納めたときに移転するものとする。
- (2) 売買車両の名義変更手続きは、売買代金を完納した後、落札者本人が自身の住所を管轄する運輸支局に申請を行うものとし、遅滞なく名義変更の手続きを行うものとする。
- (3) 名義変更手続きに要する登録手数料、自動車取得税その他の費用は落札者の負担とする。
- (4) 売買車両は、現地で状態を確認し、現状有姿のまま引渡すものとする。

第15 物品の引渡し の 時期及び場所

- (1) 時期 村が指定する日以降で、全額完納確認後30日以内に行う。
- (2) 場所 島牧小学校 島牧村字元町84番地

第16 その他

- (1) 提出された「資格確認資料」は返却しない。
- (2) 提出された「資格確認資料」公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。
- (3) 入札参加者は、入札案内書等を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (4) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

第20 問い合わせ先

島牧村教育委員会 (電話番号 0136-75-6273)